

鹿児島県青少年保護育成審議会条例

(昭和 37 年 3 月 30 日 条例第 19 号)

改正 昭和 37 年 10 月 15 日 条例第 42 号
昭和 48 年 6 月 30 日 条例第 36 号
昭和 53 年 3 月 29 日 条例第 6 号
昭和 58 年 3 月 23 日 条例第 7 号
昭和 60 年 12 月 28 日 条例第 53 号
昭和 61 年 3 月 28 日 条例第 12 号
平成 8 年 3 月 27 日 条例第 2 号
平成 8 年 10 月 16 日 条例第 50 号

鹿児島県青少年保護育成審議会条例をここに公布する。

鹿児島県青少年保護育成審議会条例

(設置)

第 1 条 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和 36 年鹿児島県条例第 65 号。以下「条例」という。）の実施に関する必要な事項について調査審議させるため、鹿児島県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ次に掲げる事項について、調査審議する。

- 条例第 5 条第 1 項の規定による推奨に関すること。
- 条例第 8 条第 2 項の規定による指定又は指定の取消しに関すること。
- 条例第 9 条第 2 項の規定による指定又は指定の取消しに関すること。
- 条例第 11 条第 2 項の規定による指定又は指定の取消しに関すること。
- 条例第 12 条第 2 項の規定による指定又は指定の取消しに関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 鹿児島県青少年問題協議会の委員
- 鹿児島県社会福祉審議会の委員
- 関係業界を代表する者
- 鹿児島県議会議員
- 関係行政機関の職員
- 学識経験がある者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会が定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県青少年保護育成条例の一部を次のように改正する。
第6条第3項中「児童福祉審議会」を「青少年保護育成審議会」に改める。

附 則 (昭和37年10月15日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則 (昭和48年6月30日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月29日条例第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。
附 則 (昭和58年3月23日条例第7号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和58年7月15日から施行する。(後略)
- 2 から9まで (省略)

附 則 (昭和60年12月28日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
 - 2 から16まで (省略)
- 附 則 (昭和61年3月28日条例第12号)
- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
 - 2 (省略)

附 則 (平成8年3月27日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 から12まで (省略)

附 則 (平成8年10月16日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 から10まで (省略)